ホルムアルデヒドに係わる作業環境評価基準・作業環境測定基準の一部を改正に関して

■ホルムアルデヒドの管理濃度制定の件

労働安全衛生施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三が改正され、ホルムアルデヒドが第 二類物質に位置付けられることに伴い、ホルムアルデヒドの管理濃度が定められることになりました。

【管理濃度】0.1ppm

【適用日】平成二十一年三月一日

■ホルムアルデヒドの作業環境測定方法の件

作業環境測定基準の一部が改正され、ホルムアルデヒドの試料採取方法及び分析方法が定められました。

- (1) 空気中のホルムアルデヒド濃度の測定について
- ○試料採取方法は固体捕集方法又はこれと同程度の性能を有する試料採取方法
- ○分析方法は、高速液体クロマトグラフ分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらな ければならないこととすること。
- (2)(1)にかかわらず、空気中のホルムアルデヒド濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができることとすること(ホルムアルデヒド以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれがあるときを除く。)。

【適用日】平成二十一年三月一日

なお、詳細は厚生労働省 Website を参照ください。

■ホルムアルデヒド測定法検知管・DNPH 捕集管・オゾンスクラバー

作業環境におけるホルムアルデヒドの測定には、以下の**北川式検知管**をお勧めします。

- ◇ホルムアルデヒド検知管(171SC型)
- ◇室内汚染用ホルムアルデヒド検知管(710A型)、(710型)
- ◇作業環境用ホルムアルデヒド検知管(713型)。

また、高速液体クロマトグラフ(HPLC)分析方法用として、

- ◇DNPH 捕集管(810型)
- ◇オゾンスクラバー(820型)